

館林市防災情報伝達システム戸別受信機等貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の安全安心な暮らしを守るため、携帯電話及びスマートフォンを所有しない世帯に対して、館林市防災情報伝達システムにおける戸別受信機又はタブレット端末（以下「戸別受信機等」という。）を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 戸別受信機等の貸与の対象となる者は、次の各号に掲げる戸別受信機等の種類の区分に応じ、当該各号に定める世帯に属する者とする。

- (1) 戸別受信機 貸与申請時において、本市に住所を有し、世帯員全員が携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末のいずれも所有しない世帯
- (2) タブレット端末 貸与申請時において、本市に住所を有し、世帯員全員が携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末のいずれも所有しない世帯で、世帯員に聴覚障がい者がいる世帯

2 市長は前項に定める者のほか、特に必要と認める者を戸別受信機等の貸与の対象者とすることができる。

(貸与の申請等)

第3条 戸別受信機等の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸別受信機等借用申請書（別記様式第1号）及び戸別受信機等貸与受領書兼誓約書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書及び誓約書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、戸別受信機等の貸与を決定する。

3 戸別受信機等の貸与は、1世帯につき1台とする。

(貸与期間)

第4条 戸別受信機等の貸与期間は、戸別受信機等の貸与日から当該年度の末日までとする。ただし、期間の満了する日までに戸別受信機等の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）から使用を継続しない旨の申出がない場合には、貸与期間を1年延長する

ものとし、次年度以降も同様とする。

(費用の負担)

第5条 申請者が負担する保証金は、貸与する戸別受信機等1台当たり10,000円とし、戸別受信機等を貸与する前に市が発行する納入通知書において当該保証金を納付するものとする。ただし、市長は、申請者のうち次の各号のいずれかに該当する者(以下「無償貸与者」という。)にあっては、戸別受信機等借用申請書(別記様式第1号)を提出させることにより、保証金を免除することができる。

- (1) 被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)
- (2) 準要保護者(館林市学齢児童生徒就学奨励規則(昭和55年館林市教委規則第3号)第4条の規定により準要保護児童生徒と認定された者の保護者をいう。)
- (3) 70歳以上の世帯員が次のいずれかに掲げる世帯員(介護施設等に入所している者は除く。)を介護している世帯に属する者
 - ア 要介護認定3、4又は5を受けている者
 - イ 身体障害者手帳1級又は2級(内部機能障がいのみの場合を除く。)を所持する者で、かつ、視覚・聴覚・上肢機能・下肢機能・体幹機能障がいのいずれかが2級以上又は下肢機能・体幹機能障がい3級に該当する身体障がい者
 - ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 戸別受信機等の使用に係る通信費は、無料とする。ただし、貸与期間中における戸別受信機等の使用に係る電気料金その他管理に要する経費は、使用者の負担とする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 戸別受信機等を善良なる管理者の注意をもって適切に管理すること。
- (2) 戸別受信機等を市が提供する防災情報伝達システム以外に使用しないこと。
- (3) 戸別受信機等を処分しないこと。
- (4) 戸別受信機等を転貸し、又は譲渡しないこと。

(返却等)

第7条 使用者は、館林市に住所を有しなくなったとき、又は戸別受信機等の使用の必要

がなくなったときは、速やかに戸別受信機等を市長に返却しなければならない。

2 使用者は、戸別受信機等を返却するときは、戸別受信機等返却報告書（別記様式第3号）を市長に提出するとともに、戸別受信機等に損傷等がないかを確認するため、その点検に立ち合わなければならない。

3 市長は、前項の届出を受けた場合は、戸別受信機等の点検を行い、損傷等がないと認めるときは、保証金元金を当該使用者（無償貸与者は除く。）に返金するものとする。
（取消し）

第8条 市長は、使用者が第6条の規定に違反したと認めるときは、貸与の決定を取り消し、当該使用者に対し戸別受信機等の返却を命じることができる。

2 前項の規定違反があったときは、保証金元金は返金しないものとする。
（現状回復等）

第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により戸別受信機等を損傷させ、又は滅失させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。
（損害賠償）

第10条 戸別受信機等の使用に伴い発生したトラブル、損害等については、使用者が解決する、又は負担するものとし、市は一切その責任を負わないものとする。
（戸別受信機等の管理）

第11条 市長は、戸別受信機等貸与及び保証金受払台帳（別記様式第4号）及び戸別受信機等保証金年度別受払明細書（別記様式第5号）を整備し、貸与の状況を明らかにしておくものとする。
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。